



2020年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイテック  
(JASDAQコード2479)  
代表者名 代表取締役社長 藤本 彰  
問合せ先 経営企画室長 村田 竜三  
(TEL 03-6228-6463)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の当社第24回定時株主総会で承認可決されることを条件として、定款の一部変更を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

- ①当社の事業領域の拡大及び新規事業の進出を可能とするために、現行定款2条（目的）に事業目的を追加するとともに、号分の新設を行うものであります。
- ②株主総会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第14条（招集権者および議長）を変更するものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2020年6月26日
定款変更の効力発生日（予定）	2020年6月26日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車等輸送に関する機械器具の設計、製作および販売業務</li> <li>(2) 電気、電子機器の設計、製作および販売業務</li> <li>(3) 電子計算機に関するソフトウェアの開発および販売業務</li> <li>(4) 前各号に関する技術教育および技術情報の提供並びに図書出版販売業務</li> <li>(5) 前各号に関する調査、研究、技術開発、教育およびコンサルタント業務</li> <li>(6) 内外の他会社に対する投資および有価証券の保有並びに運用業務</li> <li>(7) 労働者派遣事業法に基づく一般・特定労働者派遣事業</li> <li>(8) 労働者派遣事業者に対する求人情況等の最新情報の提供</li> <li>(9) 労働者派遣事業の実務・運営管理等に関するノウハウの提供</li> <li>(10) 労働者派遣事業に関する許可・届出等に関するコンサルタント業務</li> <li>(11) 人材育成のための教育事業、カウンセリングおよびセミナーの企画ならびに運營業務</li> <li>(12) 旅行業法に基づく旅行業</li> <li>(13) 商標権の賃貸</li> <li>(14) 生命保険の募集に関する業務</li> <li>(15) 損害保険の代理店業務</li> <li>(16) 民営職業紹介業</li> <li>(17) 前各号に関連又は附帯する一切の業務</li> </ol> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現行どおり</li> <li>(2) 現行どおり</li> <li>(3) 現行どおり</li> <li>(4) 現行どおり</li> <li>(5) 現行どおり</li> <li>(6) 現行どおり</li> <li>(7) 現行どおり</li> <li>(8) 現行どおり</li> <li>(9) 現行どおり</li> <li>(10) 現行どおり</li> <li>(11) 現行どおり</li> <li>(12) 現行どおり</li> <li>(13) 現行どおり</li> <li>(14) 現行どおり</li> <li>(15) 現行どおり</li> <li>(16) 現行どおり</li> <li>(17) 前各号に関連又は附帯する一切の業務</li> <li>(18) <u>その他適法な一切の業務</u></li> </ol>
<p>第3条～第13条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会</u>で定め<u>た取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前号に定める取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>第15条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第36条 (現行どおり)</p>